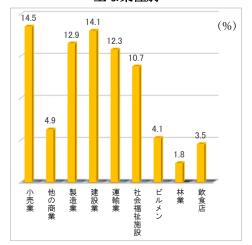
# かわら版

## 盛岡労働基準監督署からのお知らせ

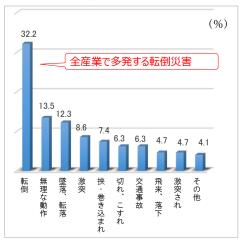
令和 5 年 3 月

## 災害分析結果から今後求められる重点対策

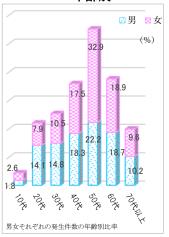




## 事故の型別



年齢別



コメント:何はともあれ転倒予防!

岩手県内の労働災害発生状況は、岩手労働局ホームページ「事例・統計情報」

POINT

**転倒予防**(腰痛を含む)…設備改善(リスクアセスメント)、体づくり、安全教育・研修

POINT

**高齢者対策…**エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の推進

POINT

業種特有の災害を予防(死亡災害の予防)

製造業:挟まれ巻き込まれ災害の防止、建設業:墜落・転落災害の防止

商業、社会福祉施設:作業行動に起因する災害防止、 林業: 伐木作業の安全確保

## 体感トレ リスクアヤスメント 転倒予防 教育·研修

# 安全・安心な職場づくりのため転倒防止の対策に取り組みましょう



チェック項目		
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明る さ(照度)が確保されていますか	
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを 選んでいますか	
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知し ていますか	
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を 促す標識をつけていますか	
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを 禁止していますか	
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れて いますか	
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	

### チェックの結果は、いかがでしたか?

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職 場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディア を出し合いましょう!

# 整理・整頓 清掃・清潔



厚生労働省のホームページ で4S(整理・整頓・清 掃・清潔) の方法を公開し



# 危険の見える化

危険の原因が誰から見 てもわかるので、事故 やケガが減りました

職場のあんぜんサイト 『危険箇所の表示等の危険の 「見える化」』 を参考にしてください。

転倒・腰痛



## 設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適! 手すりの設置や段差を改修して安心!



職場環境の改善等のため に、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。

足を前に

YouTubeで、転倒・腰痛 の予防に役立つ「いきいき 健康体操」をご覧ください。



## ごぞんじですか!「安全衛生優良企業公表制度」



厚生労働省 職場のあんぜんサイト 安全衛生優良企業公表制度 https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan\_index.html



労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。 労働者にとっても、企業にとっても、 求職者にとっても、 ベストな労働環境を目指して安全衛生優良企業認定を受けませんか?

### 安全衛生優良企業とは?

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するため の対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善し ているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の 重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持 増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、 幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

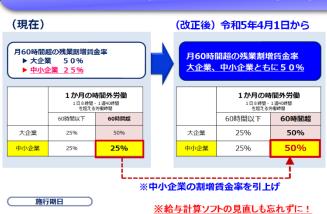
基準を満たした企業は、3 年間の認定を受けることができ、 さまざまなメリットが得られます。





# 月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が変わります





2023年(令和5年)4月1日から適用

超える時間外労働について、割増賃金率が50%とされましたが、中小企業では猶予期間を設け、令和5年4月1日から適用となります。

働き方改革関連法の施行に伴い労働基準法が改正され、月60時間を

これまでは【(時間単価×25%)×時間外労働の時間数】でしたが、令和 5 年 4 月 1 日以降は、【(時間単価×50%)×時間外労働の時間数】となります。

#### 給与計算ソフトの設定見直しもお忘れなきようご確認ください。

また、就業規則(賃金規定)の変更も必要ですので、所轄労働基準監督署に変更届も忘れずにお願いいたします。

厚生労働省 主要様式ダウンロードコーナー

検索

## 労働条件の確保改善、職場環境の改善を進めましょう!

岩手労働局(7労働基準監督署)では、年間を通じて県内各企業への監督指導等を実施しております。

過労死等防止対策法が施行され、過重労働防止対策強化以降の監督指導結果を見ますと、何らかの法違反が認められた事業場は全体の7割台で推移しており、特に安全衛生対策に関する違反率が高くなっています。また、労働時間(違法な長時間労働)、割増賃金(時間カット、手当参入漏れ、固定残業代等)に関する違反もなかなか減少に至っておらず、労働時間の未把握、長時間労働、年次有給休暇、メンタルヘルス対策の未実施等も認められており、労務管理、安全衛生管理等の改善が求められます。

3月1日から31日まで「自殺対策強化月間」です。職場では、長時間労働・過重労働による健康障害防止、ストレスチェック、メンタルヘルス対策などに取り組んでいただきますようお願いいたします。

